

性犯罪規定に関する改正刑法の適切な運用実施を求める要請

刑法改正市民プロジェクト

2023年に刑法性犯罪規定が改正されてから1年半が経過しました。

私たちは、この改正によって不同意性交等罪が導入され、同意を基礎に置いた性犯罪規定を達成したこと、性交同意年齢が引き上げられたこと、公訴時効の一定の延長がなされたこと等について、被害者に寄り添う法制度改革として高く評価してきました。

この刑法が適切に実施され、性犯罪の適切な処罰と被害者保護が抜本的に前進すること、さらに「性行為は同意に基づかなければならない」という社会規範が定着することにより、誰もが加害者にも被害者にも傍観者にもならない社会を作っていくことに私たちは期待を寄せ、同様の期待は、改正を強く後押しした広範な市民の間でも共有されていることを確信しています。

しかし、施行後一年半を経過し、改正刑法の適切な実施と社会の変化の達成にはまだ道半ばと言わなければなりません。

私たちは刑法性犯罪規定改正の実現を目指し、活動してきた立場から、以下の課題に対して法務省をはじめとした政府のさらなる対応を強く期待し、要請するものです。

1. 懸念される実務運用

改正刑法に基づく性犯罪の認知件数および検挙件数は増加しているものの¹、支援現場では、不同意性交等罪として被害届が出されたケースであっても、旧来と同様に起訴のハードルが高く、とりわけ「困難」や「被疑者の故意」の立証がネックになる等の理由で、不起訴となるケースが相次いでいるとの指摘があります。

刑法が変わり、被害者があげた声を警察が聞き、適切に対応したにも関わらず、被害者を待ち構える結果が相変わらず失望と絶望をもたらすものであるとすれば、極めて深刻な実施状況であると言わざるを得ません。

附帯決議では、『13歳以上16歳未満の者に対する5歳以上年長の者の性的行為を処罰すると規定されたことに伴い、両者の年齢差が5歳未満であっても「経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること」等により「同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて」の要件や「行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ」の要件に該当し得ることに留意すること』とされていますが、この内容が適切に運用されていない例が確認されています。

さらに、障がい者が被害者の事例でも適切な処罰に至らない例があり、「同意」に関する解釈が従前と変わらないのではないかと懸念します。

¹ [犯罪統計 令和6年1～11月犯罪統計 | ファイル | 統計データを探す | 政府統計の総合窓口](#)

この為、法務省に対し、法曹関係者とりわけ検察官に対し、改正刑法性犯罪規定の正しい解釈について、国会答弁で法務大臣が示した詳細な内容も含め、改めて周知徹底し、処罰の間隙が起きないように対処することを求めます。

そして、改正刑法 177 条に規定された 8 類型ごとの統計を、それぞれ区別して取ること、施行後の不起訴理由の調査に着手することを求めます。

2. 社会・教育現場における改正刑法の普及・啓発は不十分

刑法性犯罪規定改正に伴い、政府は一定の広報努力をしていますが、その努力は未だ十分とは言えません。

加害者の性的同意に関する十分な認識がないまま性加害が行われ、不起訴となる事案が未だ多く見られるとすれば、改正法が広く一般社会に周知徹底されていないことに他なりません。

改正刑法の具体的内容を、更に周知徹底することは喫緊の課題です。日本全国で、公共交通機関やインターネット等、ありとあらゆる機会に、同意を基礎とする改正刑法の意義と具体的な処罰規定の内容について、繰り返し周知徹底すべきです。そのためには都道府県や基礎自治体と十分に連携した取り組みが欠かせません。

更に、学校教育においては、未だに改正刑法の趣旨が十分に児童生徒・学生に周知されているとは言えません。「いのちの安全教育」の実施は一步前進ですが、現在の教材が法改正以前のものであるため、現行の刑法性犯罪規定の内容は反映されておらず、さらに学習指導要領の位置付けもありません。

そこで、「いのちの安全教育」を正式に学校教育に位置付け、今年の刑法改正を踏まえた性的同意や刑法性犯罪規定の内容を、教育によって周知することを求めます。

現在の日本では性教育が圧倒的に不足しており、国際水準の人権教育には達していません。加害者も、被害者も、傍観者も生まないために、社会、家庭も巻き込んだ個人を大切に
する包括的性教育²の強力な推進が必要です。

3. ワンストップ支援センターの予算拡充の必要性

刑法性犯罪規定の改正や、旧ジャニーズ性加害問題の報道を受けて、全国のワンストップ支援センターに対する相談件数は増加の一途をたどっています。男性被害者や年少者への支援のニーズも高まっていますが、その受け皿は十分ではありません。

こうした中、全国のワンストップ支援センターでは、乏しいリソースで対応に追われ、日々の支援に支援者が疲弊している状況です。支援者支援の強化及び、財政支援の抜本的な見直しを図られなければ、持続可能なセンター運営が困難な状況となります。

ワンストップ支援センターにはそもそも根拠法がなく、国と自治体の責務や各都道府県の

² ユネスコ等の国際機関が共同で策定した国際セクシュアリティ教育ガイダンスでは、包括的性教育の特徴として、以下の 10 項目を挙げています。1)科学的に正確であること 2)徐々に進展すること 3)年齢・成長に即していること 4)カリキュラムベースであること 5)包括的であること 6)人権的アプローチに基づいていること 7)ジェンダー平等を基盤にしていること 8)文化的関係と状況に適應させること 9)変化をもたらすこと 10)健康的な選択のためのライフスキルを発達させること

ワンストップ支援センターへの支援や連携に関する法律上の規定もありません。

また、国からの予算規模は支援現場の実態に見合ったものには全くなっておらず、都道府県による位置づけの違いによって、ワンストップ支援センター間の格差も広がっています。どこに住んでいて、どこで被害にあったかによって、受けられる対応や支援が違う地域格差があることは非常に問題です。

更に、国は病院へのワンストップ支援センターの設置等の推進を図るとする重点方針を示しているにもかかわらず、医療機関に対する財政的支援がありません。

そのため、ワンストップ支援センターの草分け的存在である性暴力救援センター・大阪 SACHICO に至っては、これまで同様の役割を担い続けることが危ぶまれる状況にあり、早急な対応が求められています。

国は今こそ、ワンストップ支援センターへの支援を抜本的に拡大するとともに、長年の懸案である性暴力被害者支援法の制定を進めるべきです。

4. 自治体との連携・情報共有

刑法性犯罪規定による適切な処罰の実施と内容の普及啓発により、誰もが被害者にも加害者にも傍観者にもならない社会を構築するためには、全国津々浦々で、国・都道府県・基礎自治体が緊密に連携した性暴力・性犯罪予防等の取り組みの普及啓発、被害者支援を推進することが必要です。

そのためには国と自治体の信頼関係による情報共有は不可欠です。

私たちは、沖縄で発生した性犯罪について、県警・県検察庁や政府から沖縄県に対する情報共有がなされなかったことに深い衝撃を受けました。犯罪予防や普及啓発の最前線に立つ自治体が、足元で発生する性犯罪について知らされないなどということが繰り返されてはなりません。

被害者のプライバシーに配慮しつつも、情報を速やかに共有し、国と自治体が緊密に連携し、刑法性犯罪規定の適切な運用と改正法の趣旨の実現を共に推進していくことを求めるものです。

5. 公訴時効の更なる見直しについて検討

今回の改正で公訴時効が延長されたことにより、被害者が被害申告でき、捜査につながった件数がどれだけあるのか明らかにすることを求めます。

一方、今回の公訴時効延長では、依然として救われない被害者が多数いることも事実です。国内外の調査研究を進めて、公訴時効の撤廃を含めた更なる見直しについて検討を進めてください。

以上

【刑法改正市民プロジェクト所属団体】

一般社団法人 Colabo

NPO 法人スクール・セクシュアル・ハラスメント防止関東ネットワーク

一般社団法人 Spring

NPO 法人性暴力救援センター・東京 (SARC 東京)

性暴力禁止法をつくろうネットワーク

NPO 法人全国女性シェルターネット

NPO 法人千葉性暴力被害支援センターちさと

NPO 法人ぱっぷす

認定 NPO 法人ヒューマンライツ・ナウ

(五十音順)